

厚生労働省北海道労働局における取組について

- 1 . トラック運転者の改善基準告示が改正されます！
- 2 . 荷主特別対策チームの編成
- 3 . 労働基準監督署による荷主等への要請について
- 4 . 長時間の荷待ちに関する情報メール窓口（HP）
- 5 . STOP！長時間の荷待ち
- 6 . 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト（HP）
- 7 . 賃金引き上げ特設ページを開設！

令和
6年4月～
適用

トラック運転者の

改善基準告示が 改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



事業者の皆様へ
ご確認くださいか?

1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

改正後

原則: 3,300時間

最大: 3,400時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: 293時間

最大: 320時間

改正後

原則: 284時間

最大: 310時間

1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を
基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安) 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合	
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^(※2,3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。	
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・ 分割休息は1回3時間以上 ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数(2分の1)が限度	
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	フェリー ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
 (注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

荷主特別対策チームの編成

（目的）

道路貨物運送業における自動車運転者の長時間労働を是正し、過重労働による健康障害を防止するため、以下のとおり都道府県労働局（以下「局」という。）において「荷主特別対策チーム」を編成する。

（構成員）

荷主特別対策チームは、局労働基準部監督課の荷主特別対策担当官及び労働時間管理適正化指導員、労働基準監督署（以下「署」という。）の労働時間改善指導・援助チームの労働時間相談・支援班の班員（ ）により構成する。

平成30年1月から署に編成されている労働基準監督官等による働き方改革の推進に向けた取組を行っている班。

（実施事項）

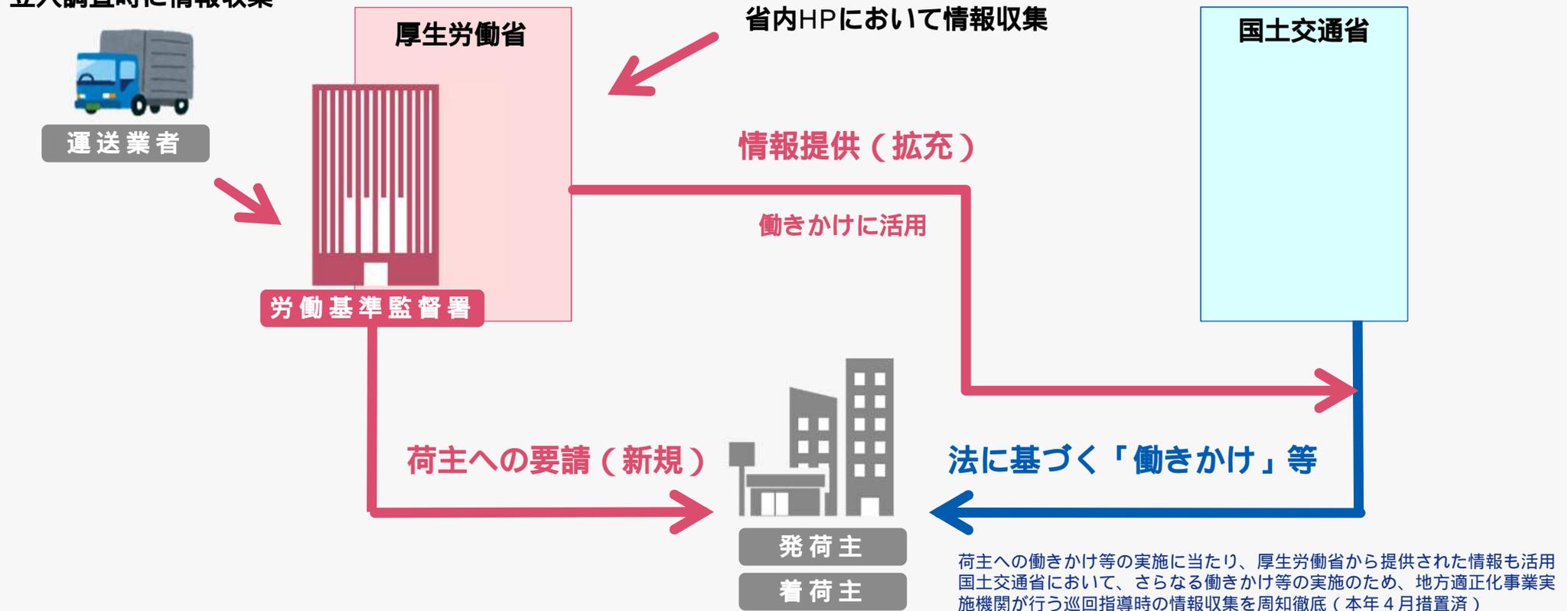
- 1 署は、発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者（以下「発着荷主等」という。）に対して、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、運送業務の発注担当者に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること等を要請する。
- 2 荷主特別対策担当官は、上記1の要請を受けた発着荷主等が要請事項に積極的に取り組めるよう、労働時間管理適正化指導員に指示し、発着荷主等へ訪問させる。
- 3 労働時間管理適正化指導員は、訪問した発着荷主等に対して、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等を行う。
- 4 その他、荷主特別対策担当官が中心となり、管内の荷主団体等への要請に関する調整や荷主等による長時間の恒常的な荷待ちに関する情報の地方運輸機関に対する通報を含む連絡調整等を行う。

労働基準監督署による荷主等への要請について（トラック）

労働基準監督署による要請（新規）

- ▶ **荷主・元請運送事業者に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること。
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HPや立入調査時に収集した情報**を活用 **国土交通省にも情報提供**

立入調査時に情報収集



長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

道路貨物運送業においては、他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、長時間労働抑制に向けた諸対策を一層積極的に進める必要があります。

一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行などの個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。

これらを踏まえ、厚生労働省は、道路貨物運送業における長時間労働の自主的な改善を困難としている要因の一つである、荷主・元請運送事業者の都合による「長時間の荷待ち」に関する情報を把握し、この改善に向けて**荷主・元請運送事業者に対する「要請」**や**国土交通省への「情報提供」**の参考とさせていただくこととしました。

本窓口では、道路貨物運送業の事業場における長時間・過重労働（労働基準法などの違反が疑われるものに限る。）の主な要因が荷主・元請運送事業者による「長時間の荷待ち」である場合、その情報をメールでお寄せいただくことができます。（※お寄せいただいた情報は、荷主・元請運送事業者にお伝えする場合があります。）

情報の受付対象となる法律等は、以下のとおりです。なお、受け付けた情報に関する照会や相談についてはお答えしかねますので、あらかじめご承知おきください。

[労働基準法](#)

[自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）](#)

Q あなたの事業場（会社）に荷待ちを指示した荷主または元請運送事業者の所在地がある都道府県を選んでください。

[北海道（市町村名の頭文字がア～タ行の場合）](#)

[北海道（市町村名の頭文字がナ行以降の場合）](#)

[青森](#)

[岩手](#)

[宮城](#)

[秋田](#)

[山形](#)

[福島](#)

[茨城](#)

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



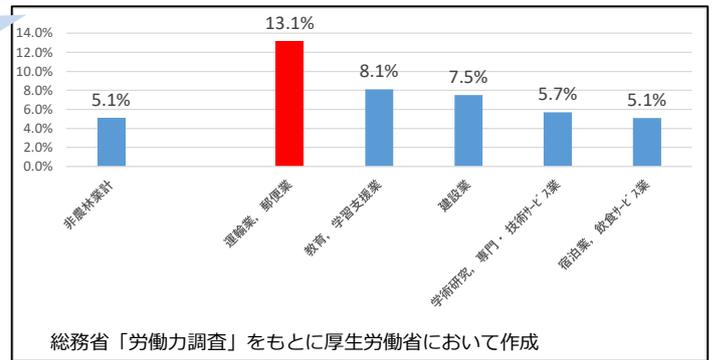
道路貨物運送業の実態

⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

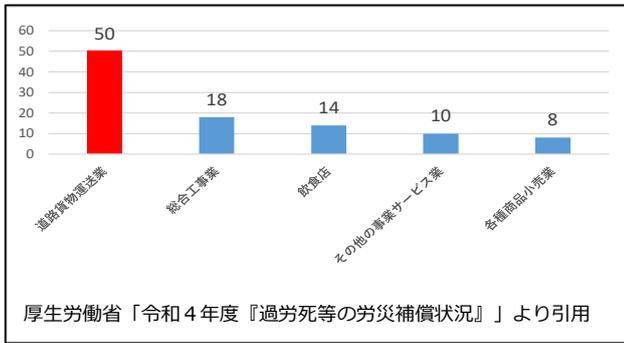
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません



※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



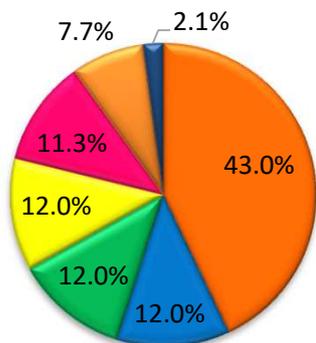
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R5.7.31時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附带業務
- 運賃・料金の不当な据置き
- 過積載運行の要求
- 無理な配送依頼
- 拘束時間超過
- 異常気象時の運行指示



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

取り組み例

- ・ 納品時間の指定を柔軟にする
- ・ 納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・ 積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・ パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・ 注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いいたします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して**持続的に事業を行ううえで参考となる運賃**を国が示したものです。



持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださますようお願いいたします。



国土交通省「トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました」

「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取る
だけなので
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。
うちは小さいから関係な
いはずね。

中小企業



いえいえ。

荷主というのは、

荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、
荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。

また、**会社の規模**なども関係ありません。

皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにとっても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

自動車運転者の
長時間労働改善に
向けたポータルサイト



トラック運転者



バス運転者



ハイヤー・タクシー運転者



企業の皆さまへ

荷主の皆さま向け 簡単自己診断

簡単自己診断(荷主の皆さま向け)

労働時間削減に向けて、まずは自己診断してみよう

簡単な質問に答えるだけで、貴社の貨物を運ぶトラック運転者の長時間労働を招いている可能性のある問題点の確認ができます。

また、その問題点解決に結びつく施策候補や、その施策を実施することによる荷主のメリットも確認できます。では、自己診断を始めましょう!

簡単自己診断の流れ





企業の皆さまへ

荷主の皆さま向け 簡単自己診断

ページを
閉じる

簡単自己診断(荷主の皆さま向け)

STEP1 品目・項目を選択

品目は必ず指定してください。

● 業種 必須 荷主

● 品目 必須 軽工業品(その他の食料工業品) ▼

以下の3項目より自己診断したい項目を選択してください(複数可)

運転時間



荷扱い時間・
付帯作業[※]時間



待ち時間



※付帯作業とは、トラックで貨物を運ぶ業務(運送業務)に付帯して発生する各種作業のことをいいます。

例えば、積卸し、検品、仕分け及び荷造りなどの作業が該当します。



企業の皆さまへ

荷主の皆さま向け 簡単自己診断

ページを
閉じる

簡単自己診断(荷主の皆さま向け)

STEP2 表示された質問に回答、診断

荷扱い時間・付帯作業時間

荷扱い時間・付帯作業時間に関わる自己診断をしてみよう
貴社が委託している運送の状況についてお答えください。

[その1] 現状の「作業」についてチェックしてください。

積み込み作業

番号	質問	該当するものにチェック
①	トラック運転者の積み込み作業は、手作業のバラ積みですか？	<input type="checkbox"/>
②	トラック運転者が、複数箇所で行っていますか？	<input checked="" type="checkbox"/>
③	プラットフォーム上の積み込み作業スペースを、十分に確保できていない状況ですか？	<input type="checkbox"/>
④	天候により積み込み作業要領/作業時間が変わっていませんか？	<input type="checkbox"/>
⑤	混雑している時間帯に積み込み作業をしていますか？	<input checked="" type="checkbox"/>
⑥	トラック運転者によって、積み込み作業に要する時間に大きな時間差がありませんか？	<input checked="" type="checkbox"/>



企業の皆さまへ

荷主の皆さま向け 簡単自己診断

ページを
閉じる

簡単自己診断(荷主の皆さま向け)

STEP3 診断結果と施策候補のご紹介

荷扱い時間・付帯作業時間に関わる自己診断結果

問題を解決する施策の候補を説明します。

[その1] 現状の「作業」について

積み込み作業

番号	質問
②	<p>トラック運転者が、複数箇所で積み込みを行っていますか？</p> <ul style="list-style-type: none">●該当するにチェックした場合、潜んでいるかもしれない問題 <p>トラック運転者が、複数箇所で集荷・積み込みをしている場合、運転時間だけでなく、荷扱い時間も長くなります。</p> <ul style="list-style-type: none">●その問題を解決する施策候補 例 <p>横持ち便を別に仕立てることで、1か所のみでの積み込みが可能になり、荷扱い時間の削減に結びつきます。</p> <p>また、集荷と幹線輸送を分離することで、運転時間削減にもつながります。</p>

番号

質問



●施策実施による荷主のみなさまのメリット

集荷と幹線輸送の分離は、ドライバーの長時間労働削減につながるため、ドライバー不足解消につながる有用な方策のひとつです。

ドライバー不足解消は、荷主にとって、安定的な輸送サービスの享受につながります。

●施策実施に向け荷主のみなさまに協力してもらいたいこと

積替え時の品質の確保や、作業時間短縮には、**パレタイズ等、荷姿の見直しをすることが有用です。**

なお、積替えにより、納入までのリードタイムが長くなる場合は、**事前に着荷主と納入時刻について調整しておく必要があります。**

また、別便を仕立てる場合、運送事業者にとってコスト増につながる可能性があります。別便を仕立てなければならない理由を十分に理解のうえ、費用負担について、運送事業者と調整する必要があります。

※ パレタイズ:パレットに商品をのせること

⑤

混雑している時間帯に積み込み作業をしていますか？

●該当するにチェックした場合、潜んでいるかもしれない問題

発荷主の混雑時間帯にトラック運転者が積み込み作業を実施している場合、フォークリフトオペレーターが不足するなど、待ち時間だけでなく、作業時間も長くなります。

●その問題を解決する施策候補例

混雑度の平準化を目的に、発荷主側で積み込み作業時間帯を見直すことで、作業時間の削減につながります。

また、見直した作業時間帯を定着させる手段として、バース予約システムの導入が有用です。

下図に示す施策は待ち時間削減にもつながります。

賃金引き上げ 特設ページを開設!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介



CASE 1

株式会社バンダイ

玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を發揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 東京都台東区駒形
- 従業員数: 833名(2022年4月現在)



CASE 2

岡谷熱処理工業株式会社

製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組む、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めている年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 長野県岡谷市
- 従業員数: 34名(2022年12月現在)



主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ
助成金

3

働き方改革
推進支援センター

その他にも
様々な支援策を
ご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

お申込みは
こちら

